

# 鳥インフルエンザ経営再建保険

会員の皆様が安心して採卵養鶏業に従事できるよう、  
鳥インフルエンザに感染した場合に、経営再建を  
目指す採卵農家を“**全力でサポートします！**”

万一の際も備えが  
あれば安心だね♪



この保険制度の加入は、**令和3年1月8日（金）**（保険料着金：1月15日）で締切りとなります。（加入依頼書・告知書等および保険料は、締切日までに協会に送付・着金をお願いします。）  
加入をご希望される方は、期日までに必ずお手続きください。

## 一般社団法人 日本養鶏協会

（引受保険会社）共栄火災海上保険株式会社





拝啓  
時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度は、コロナウイルスの感染拡大防止が続いているコロナ禍であることから、社会・経済情勢は不安定な状況であり、畜産事業経営においても非常に厳しい環境下にあると推察いたします。

また、秋口からは、鳥インフルエンザが発生しやすい時期にもなってまいりますことから、会員の皆様におかれましては、伝染病予防対策に、日々ご尽力されていらっしゃると思っております。

弊社では、会員の皆様の農場で飼養されている採卵鶏が、万一、高病原性鳥インフルエンザに感染した場合に、経営再建を目指す発生農場の損害を補償する「鳥インフルエンザ経営再建保険」をご用意しております。

万一の災害に備え、パンフレット等で補償内容等をご確認いただき、ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 鳥インフルエンザに対する 備えは万全ですか？

### 鳥インフルエンザ経営再建保険

採卵鶏（成鶏・育成鶏）を飼養する農場が、鳥インフルエンザに罹患し、殺処分を受けたことにより喪失利益・経常費用等が生じた場合に保険金をお支払いします。

令和元年も全国各地で野鳥の糞便から鳥インフルエンザウイルスが検出されております...

世界的にみても発生リスクは高まっているため、会員の皆様が安心して採卵養鶏業に従事できるよう今年度も保険商品をご用意させていただきました。

ここ数年は、高病原性鳥インフルエンザの発生は、落ち着きを見せていますが、  
2016年度は、1シーズンで複数回の保険金支払いがありました。

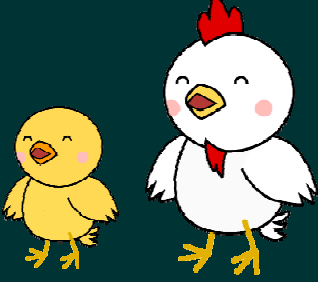
(単位：千円)

発生県	事故年月	支払保険金
新潟県	2016年11月	94,600
岐阜県	2017年1月	19,958
千葉県	2017年3月	25,405
宮城県	2017年3月	89,627

## ▼補償の概要

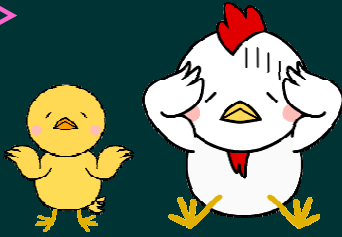
この保険制度は、鳥インフルエンザに罹患し、家畜伝染病予防法第16条に基づき殺処分を受けたことにより、加入者に喪失利益・経常費用等の損失が生じた場合に保険金をお支払いします。

＜鳥インフルエンザ発生＞




《保険料》

➡



《支払保険金》

一羽あたり		一羽あたり	
育成鶏 <b>1.1円</b>	成鶏 <b>2.2円</b>	育成鶏 <b>180円</b> 限度	成鶏 <b>430円</b> 限度





詳細は、P.8の重要事項、取扱要領等をご確認ください。

**Point①**

鳥インフルエンザが発生した場合に保険金をお支払いします!!!!

**Point②**

安い保険料で鳥インフルエンザに備えることができます!!!!

**Point③**

保険制度全体が無事故など一定の条件を満たす場合、加入時にいただいた保険料の5%をお返しします!!!!

**Point①**

鳥インフルエンザが発生した場合に**保険金をお支払いします!!!!**

鳥インフルエンザが発生した場合、行政が発行する死亡・殺処分羽数が確認できる書類により確認された死亡・殺処分羽数（以下「死亡・殺処分羽数」といいます。）に基づいて補償額を決定します。  
※ただし、加入時の申告羽数を限度とします。

【補償額】（経営が再開できた場合）  
〈成鶏〉・・・1羽あたり**430円**限度

- ①1羽あたり2.4円×移動制限命令日～雛導入日の前日までの期間（120日限度）×死亡・殺処分羽数
- ②1羽あたり4.8円×雛導入日～収益が回復した日の前日まで（30日限度）×死亡・殺処分羽数  
（※経営再開が許可された日から雛導入日までの期間は30日が限度）

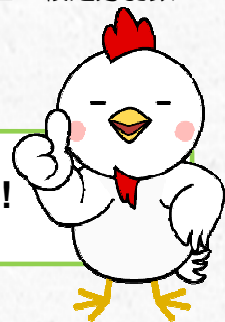


〈育成鶏〉・・・1羽あたり**180円限度**

- ①1羽あたり1円×移動制限命令日～雛導入日の前日までの期間（120日限度）×死亡・殺処分羽数
- ②1羽あたり2円×雛導入日～収益が回復した日の前日まで（30日限度）×死亡・殺処分羽数  
（※経営再開が許可された日から雛導入日までの期間は30日が限度）

【補償額】（経営が再開できなかった場合）

- 〈成鶏〉・・・ ①1羽あたり2.16円×移動制限命令日～移動制限解除日までの期間（30日限度）×死亡・殺処分羽数  
（農場を譲渡する場合には）  
②1羽あたり2.16円×移動制限解除日～譲渡日の前日までの期間（30日限度）×死亡・殺処分羽数
- 〈育成鶏〉・・・ ①1羽あたり0.9円×移動制限命令日～移動制限解除日までの期間（30日限度）×死亡・殺処分羽数  
（農場を譲渡する場合には）  
②1羽あたり0.9円×移動制限解除日～譲渡日の前日までの期間（30日限度）×死亡・殺処分羽数



**Point②**

安い保険料で鳥インフルエンザに備えることができます!!!!

〈成鶏 1羽あたり〉



**2.2円**

〈育成鶏・雛 1羽あたり〉



**1.1円**

〈成鶏〉・・・本保険制度では120日齢以上の鶏を成鶏といいます。

〈育成鶏〉・・・本保険制度では120日齢未満の鶏を育成鶏といいます。（※雛も含まれます。）

### ★〈成鶏・育成鶏共通〉

※加入時の申告羽数は、保険期間中に飼養が見込まれる最大羽数とします。農場（成鶏・育成鶏）ごとに100羽未満を切上げとなります。

※保険料は、鶏舎所在地、鶏舎構造に関係なく一律となります。

**Point③**

保険制度全体が無事故など一定の条件を満たす場合、  
加入時にいただいた保険料の5%をお返しします!!!!



下記【適用条件】をいずれも満たす場合、保険期間終了後、加入時にいただいた保険料の**5%を無事故戻し**としてお返しいたします。

【適用条件】

- ①保険期間内、保険制度全体が無事故で保険金の支払いまたはそのおそれがないこと。
- ②当年度を含め、**過去3年間の制度全体の損害率が30%以下**であること。

（※）保険期間中に事故が発生した場合で、保険期間終了後においても保険会社が保険金を支払うために必要な事項を確認できない場合は、確認できるまでの期間を無事故判定の期間とします。

## ▼加入のお手続きについて



Check① 加入できる方は・・・

Check② 加入手続きは・・・

Check③ 加入対象となる農場は・・・

### Check① 加入できる方は・・・

※新規加入・継続加入共通

この保険制度は、一般社団法人日本養鶏協会を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社とし、協会会員の皆様を加入対象者とする団体保険制度です。

☞ 一般社団法人日本養鶏協会の採卵を業とする会員の方が加入対象となります。

### Check② 加入手続きは・・・

本保険制度の保険期間は、

☞ 令和3年2月1日(午前0時)～令和4年1月31日(午後12時)まで  
の1年間となっております。

加入を希望する場合は、令和3年1月8日(金)までに「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書(取扱要領別記:様式1)」に必要事項をご記入のうえ、協会に提出が必要になります。

※期中での中途加入はできませんのでご注意ください!!!

### Check③ 加入対象となる農場は・・・

【県別選択加入制の設定】

☞ 複数の都道府県に農場・鶏舎を所有する加入者の場合、都道府県別に加入を選択することができます。

例) 千葉県と茨城県の2県に農場・鶏舎を所有している場合、いずれか一方の県の農場を選択して加入が可能です。(※ただし、県内の農場・鶏舎は全て加入しなければなりません。)

※保険契約の始期日時点(令和3年2月1日)において、移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県内に所在している農場の加入については、後記『前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場の取扱い』に記載してありますので、ご参照願います。



## ▼加入スケジュールについて

**令和2年11月中旬**

- ・協会より、会員の皆様へ令和3年2月以降始期「鳥インフルエンザ経営再建保険」の申込書類を発送します。
- ・申込書類がお手元に届き次第、お申込開始となります。

**令和3年1月8日(金)**  
(申込書協会到着期限)

- ・「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書(取扱要領別記: 様式1)」に必要事項をご記入のうえ、協会にご提出ください。

**必着!!**

**令和3年1月15日(金)**  
(保険料支払い期限)

- ・所定の口座へ保険料をお支払いください。↓↓↓↓

【振込先】みずほ銀行 新川支店 (普) No.1129897

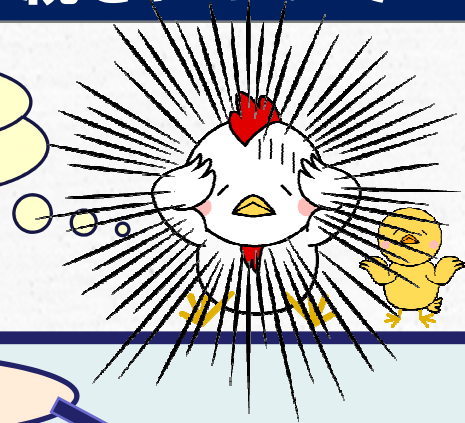
【名義人】一般社団法人 日本養鶏協会 経営再建保険口

【フリガナ】(シャ)ニホンヨウケイキョウカイケイエイサイケンホケングチ

**令和3年2月1日~**  
補償開始

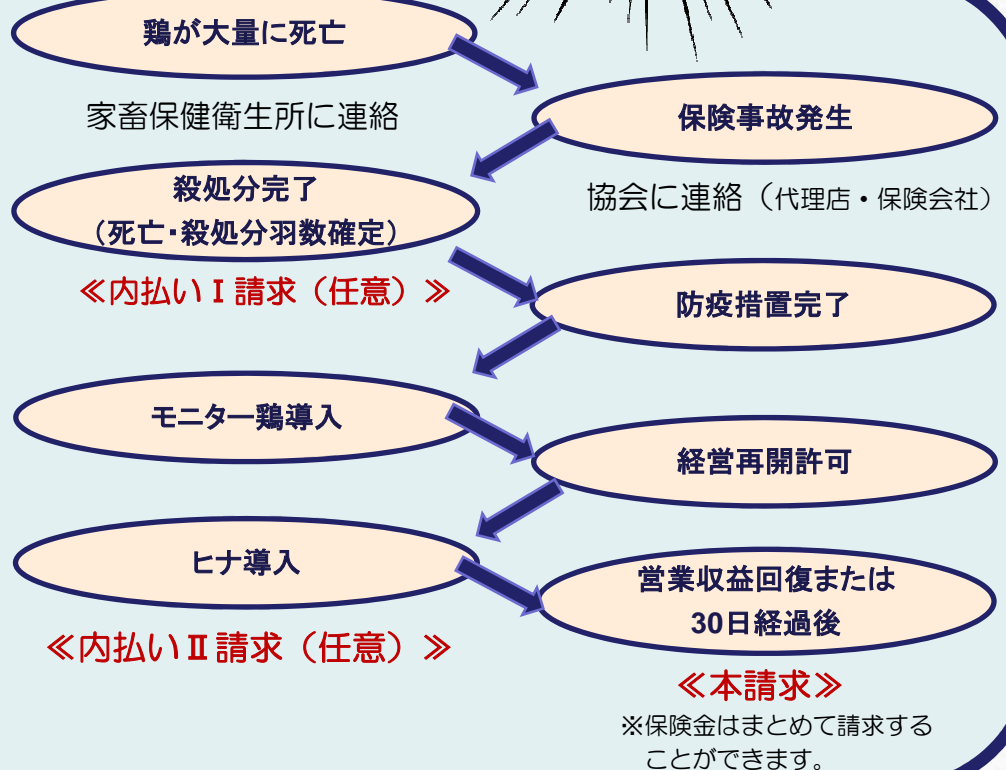
## ▼事故が発生した場合のお手続きについて

鶏が大量に死んでいる等、  
異変に気がついたらお近くの  
家畜保健衛生所にご連絡を!!



万一保険事故が発生した場合には、すみやかに日本養鶏協会または引受保険会社まで、ご連絡ください。

保険金請求にあたっては、必要な書類がありますので、詳細は取扱要領を確認してください。



## ▼保険金支払いのタイミングと内払いについて



どんな時に保険金を受け取れるの？  
鳥インフルエンザが発生したらすぐに補償  
してもらえるの？

経営農場で鳥インフルエンザが発生し、経営再建する場合に保険金をお支払いします。補償額は成鶏の場合⇒1羽あたり430円、育成鶏の場合⇒1羽あたり180円が上限となります。

最終的な支払い保険金の確定は雛導入後、営業収益が回復した時、または30日が経過した時に本請求が可能となりますので、4～5か月後に最終的な保険金をお支払いする形になります。



えっ！！  
そんなに先まで保険金を受け取ることができないの！??

本請求のタイミングがどうしても遅くなってしまうため、内払い制度を採用しています。保険金請求は、内払いⅠ、内払いⅡ、本請求の3回に分けて請求することができます。もちろん、まとめてご請求いただくこともできます。



## 内払い保険金Ⅰとは・・・

・鳥インフルエンザの発生から経営再開まで、早くても3～4か月ほど期間を要します。その間に、経営再建に向けての準備資金として、**行政から死亡・殺処分羽数が確認できる書類が発行された時**に保険金を請求することができます。

・【内払いⅠ】 = 死亡・殺処分羽数 × **7.2円** × 30日

※平成31年2月（始期契約）より内払いⅠを1羽あたり4.8円から**7.2円**に変更しました。

これにより多くの保険金を早い段階で受け取ることができます。

## 内払い保険金Ⅱとは・・・

・内払い保険金Ⅰと同様、経営再建等の準備資金として、**発生農場に雛が導入された時**に保険金を請求することができます。

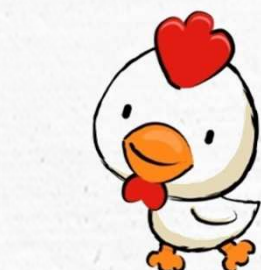
・【内払いⅡ】 = 死亡・殺処分羽数 × 2.4円 ×

<120日限度>  
移動制限命令日～  
雛が導入された日の前日までの日数  
※内払い保険金Ⅰが支払われている場合は30日限度

## 本請求とは・・・

・補償対象期間確定後、所定の算出方法により算出された確定支払い保険金から、内払いⅠ、Ⅱで支払われた金額を差し引いてお支払いします。  
**収益回復または雛導入後30日を経過後、一括で保険金請求することも可能です。**

「鳥インフルエンザ経営再建保険」に加入しておけば、  
万一の際も安心だね！





# ▼保険金の支払い事例について

～次の支払保険金は支払例であり、実際の支払保険金は、補償対象期間によって異なります～

## ◀加入申告羽数 成鶏 10万羽の農場で経営再建を行った場合▶

▼死亡・殺処分羽数が10万羽の発生農場で、移動自粛から経営再開許可日まで90日、雛導入まで45日、収益回復まで60日かかった場合

▼支払限度額 10万羽×430円=4,300万円

▼補償対象期間（対象期間の実日数が各期間の限度日数を上回った場合、限度日数までとなります。）

①鳥インフルエンザ発生により、移動制限命令（移動自粛要請を含みます。）が出された日から、移動制限解除、試験飼育、経営再開が許可された日を経て、雛が導入される前日までの期間 … **120日間限度**  
 ※経営再開が許可された日から雛導入日の前日までの期間は30日間限度

②雛が導入された日から収益が回復した日の前日までの期間 … **30日間限度**

▼計算方法

①の期間 90日+（雛導入まで45日>30日限度→30日で計算します。）=120日

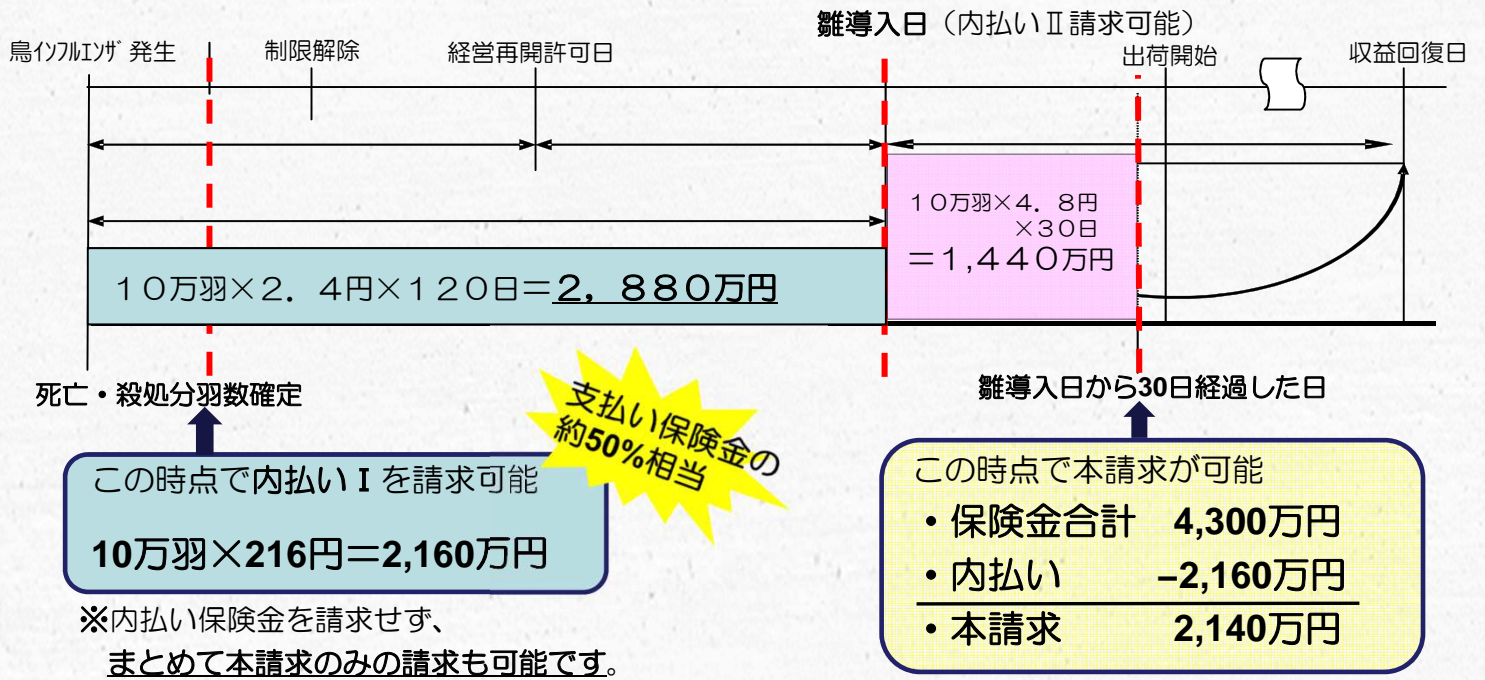
②の期間 収益回復まで60日>30日限度 → 30日で計算します。

従って、① 10万羽×2.4円×120日=2,880万円

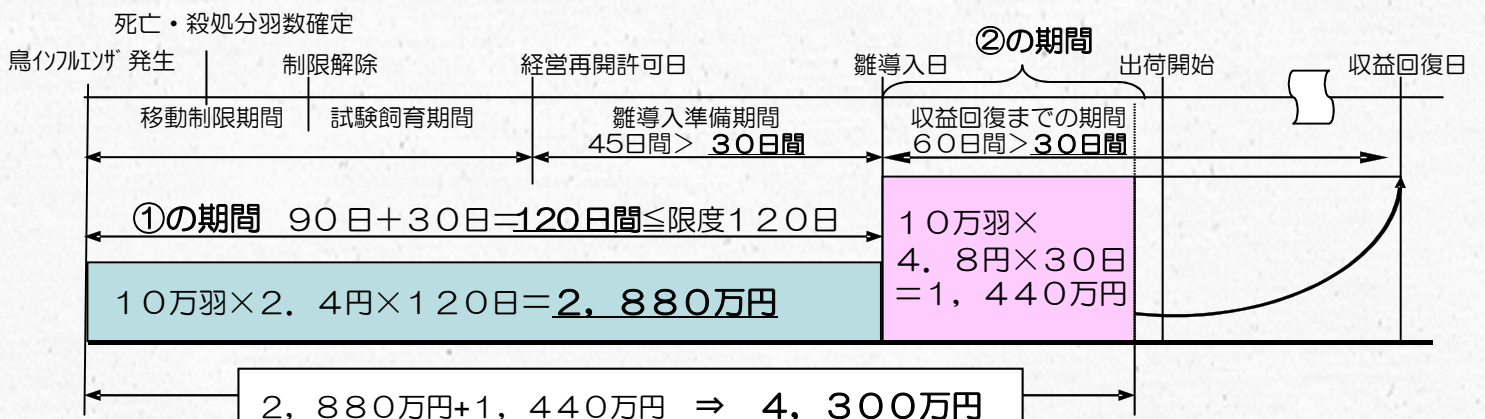
② 10万羽×4.8円×30日=1,440万円 ①+②=4,320万円

個別限度額4,300万円より高いので、**保険金は4,300万円となります。**

## 保険金の支払い事例（内払いIと本請求の場合）



## （参考）上記事例における補償対象期間と保険金の計算方法について





# ▼ご契約に関するご注意事項(重要事項)

## 補償対象期間

取扱要領 P.3と併せてご確認ください。

- ①移動制限命令（移動自粛要請を含みます。）が出された日から、移動制限解除、モニター鶏導入、経営再開が許可された日を経て、雛が導入された日の前日までの期間（経営再開が許可された日から雛導入までの期間は30日が限度）  
（①の期間全体で120日間限度）
- ②雛が導入された日から収益が回復した日の前日までの期間

## 補償金額

取扱要領 P.4と併せてご確認ください。

経営再建ができた場合

<成鶏>・・・対象期間によって1日あたりの補償額が異なります。

【上記①の期間】1羽1日あたり**2.4円**×死亡・殺処分羽数×①の期間日数（120日限度）

【上記②の期間】1羽1日あたり**4.8円**×死亡・殺処分羽数×②の期間日数（②は、144円（30日間相当額）が限度）  
（※ただし、補償額は、1羽あたり**430円が限度**となります。）

<育成鶏>・・・対象期間によって1日あたりの補償額が異なります。

【上記①の期間】1羽1日あたり**1円**×死亡・殺処分羽数×①の期間日数（120日限度）

【上記②の期間】1羽1日あたり**2円**×死亡・殺処分羽数×②の期間日数（②は、60円（30日間相当額）が限度）  
（※ただし、補償額は、1羽あたり**180円が限度**となります。）

経営再建ができなかった場合

<成鶏>

①移動制限命令が出された日から移動制限解除日の前日までの期間

②農場を譲渡する場合には移動制限解除日から譲渡日の前日までの期間

【上記①の期間】1羽1日あたり**2.16円**×死亡・殺処分羽数×①の期間日数（30日間限度）

【上記②の期間】1羽1日あたり**2.16円**×死亡・殺処分羽数×②の期間日数（30日間限度）

（※ただし、1加入者あたり**300万円**が限度となります。）

<育成鶏>

①移動制限命令が出された日から移動制限解除日の前日までの期間

②農場を譲渡する場合には移動制限解除日から譲渡日の前日までの期間

【上記①の期間】1羽1日あたり**0.9円**×死亡・殺処分羽数×①の期間日数（30日間限度）

【上記②の期間】1羽1日あたり**0.9円**×死亡・殺処分羽数×②の期間日数（30日間限度）

（※ただし、1加入者あたり**300万円**が限度となります。）

## 年間総支払限度額(保険制度全体の限度額)

取扱要領 P.6～7と併せてご確認ください。

### 年間総支払限度額 10億円

※保険会社が保険期間中に支払った保険金の合計額が、年間総支払限度額に達した場合、本保険契約は終了いたします。

※保険制度における合計保険料が1億円に達しない場合は年間総支払限度額が次の通り減額します。

保険制度全体における合計保険料	年間総支払限度額
6,000万円以上1億円未満	6億円
3,000万円以上6,000万円未満	4億円

## 最低保険料

取扱要領 P.6と併せてご確認ください。

### 3,000万円

※保険制度全体の保険料合計額が、最低保険料に達しない場合は、制度中止や保険料の変更等、制度の見直しを行う場合があります。

## 中途脱退

取扱要領 P.2～3と併せてご確認ください。

保険期間の途中で、加入者が保険制度から脱退した場合でも、**既にお支払いいただいた保険料は返還しません。**

- ・加入者（役員、親族・従業員等を含みます）が行った家畜伝染病予防法や同法施行規則等の法令違反（詳細は、「鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領」Q&AのQ43・44を参照してください。）
- ・家畜伝染病予防法第58条・59条に定める手当金が不交付となった場合
- ・日本国外の鶏舎における保険事故
- ・保険契約開始後であっても、保険料領収前の保険事故により生じた損害
- ・廃業が事故発生の日から1年を経過したあとになされた場合（廃業費用補償） …など

前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場の取扱い

【鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領 特則1】

取扱要領 P.10と併せてご確認ください。

【特則1】の対象となる農場とは

前保険契約の保険期間中に、家畜伝染病予防法第32条に基づく移動制限区域が指定され、保険始期日時点（令和3年2月1日）において、**移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県内に所在する農場**をいいます。

●対象となる農場の取扱いについて

対象農場については、保険制度の補償開始日（令和3年2月1日）にかかわらず、保険（補償）の効力が発生する日は以下の通りとなります。

①既加入農場（前保険契約に加入している農場）

ア.殺処分命令を受け保険始期日時点において経営再開の許可を受けていない鶏舎を有する農場の場合（発生農場）は、都道府県知事により当該農場の経営再開が許可された日から保険の効力が発生するものとします。

イ.保険始期日時点において移動制限区域の指定を受けた地域に所在する鶏舎を有する農場の場合（移動制限農場）は、都道府県知事により当該移動制限が解除された日から保険の効力が発生するものとします。

②新規加入農場（前保険契約に加入していない農場）

- ・令和3年2月1日から新たに加入する農場の場合、都道府県知事により当該都道府県内のすべての移動制限区域の指定が解除された日から、保険の効力が発生することになります。

●保険料と保険料の返還について

保険料は、保険の効力発生日にかかわらず、「加入手続き」に従って期限までに指定の口座に送金してください。

**ただし、保険期間中に経営再開許可や移動制限の解除が行われず保険制度の保険の効力が発生しなかった農場については、当該農場分の保険料を保険期間終了後に全額返還します。**（返還する保険料には利子を付しません。）

補償の終了に伴う保険金支払いの取扱い

【鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領 特則2】

取扱要領 P.11と併せてご確認ください。

●補償の終了とは

加入者が、鳥インフルエンザ発生により、家畜伝染病予防法に基づき国または都道府県知事による移動制限命令（移動自粛要請を含みます）を受けた日が属する保険契約の保険期間終了後1年間を経過した翌日以降に発生した損害は鳥インフルエンザ経営再建保険の補償の対象となりません。

●【特則2】の対象となる農場とは

保険事故が発生した保険契約の保険期間終了後1年間を経過した時点において、一連の保険事故が継続しており、保険金請求ができない状況にある以下の鶏舎を対象とします。

家畜伝染病予防法第16条による殺処分命令を受けた日から180日を経過しても未だ雛の導入がなされていない鶏舎

●対象農場の保険金支払いについて

対象農場は、当該保険契約の保険期間終了後1年間を経過した時点で、保険金支払について、以下の取扱いをします。

殺処分命令を受けた日から180日を経過した日において、雛の導入がなされていない場合、死亡・殺処分羽数に、

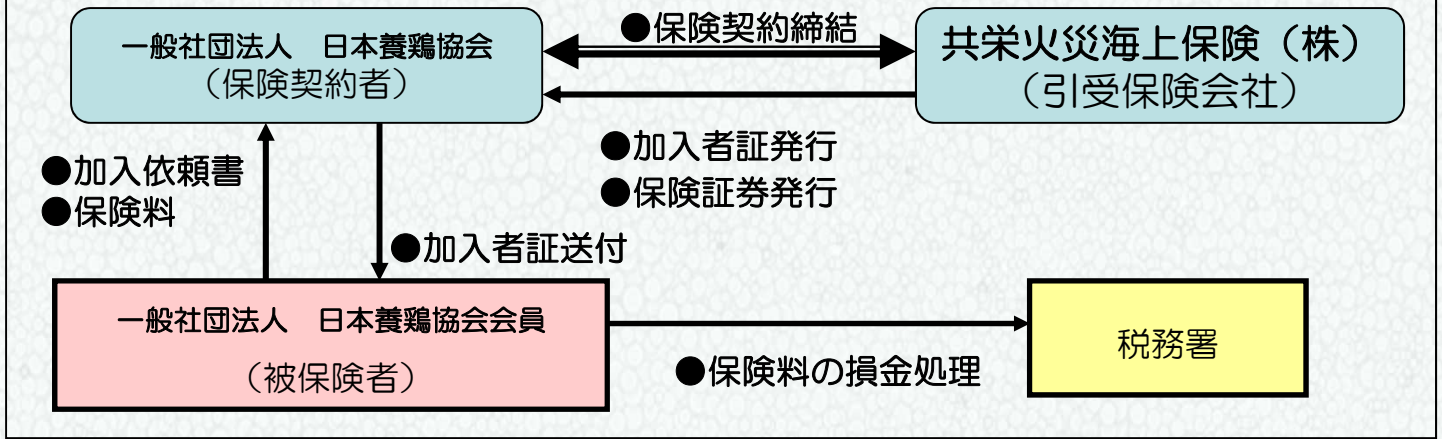
【成鶏の場合は1羽あたり430円】、【育成鶏の場合は1羽あたり180円】を乗じた額を保険金の支払額とします。

ただし、内払い保険金等で既にお支払いした保険金がある場合には、その金額を差し引いてお支払いします。





## 鳥インフルエンザ経営再建保険事務の流れ



### 【送付期限】

- 令和3年1月8日（金）協会必着

### 【送付先】

- 〒104-0033  
東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内  
一般社団法人 日本養鶏協会



### 【振込期限】

- 令和3年1月15日（金）口座着金

### 【保険料のお支払について】

加入依頼書・告知書の受付後、日本養鶏協会より、保険料の案内が届き次第、下記の指定の口座にご送金ください。

※振込手数料は加入者様負担となります。

- 【振込先】みずほ銀行 新川支店（普） No.1129897
- 【名義人】一般社団法人 日本養鶏協会 経営再建保険口
- 【フリガナ】（シャ）ニホンヨウケイキョウカイケイエイスケンホケングチ

### 【お問い合わせ先】

<保険契約者>

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16

（馬事畜産会館内）TEL 03-3297-5515

FAX 03-3297-5519

<取扱代理店>

株式会社全農ビジネスサポート

〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1

文京ガーデンゲートタワー10階

保険部 物流信用課

TEL 03-5615-9171

FAX 03-3815-8318

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

農林水産部 営業第二課

TEL 03-3504-2374

FAX 03-3504-2936